
プロジェクト リース

項目 第 490 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

借地権の取扱い

（原則的な会計処理）

2. 旧借地権又は普通借地権の設定に係る権利金（借地権）は、減価しない性質があり、償却が適さない場合もあり得るため、すべてに償却を求めるのであれば慎重な検討が必要と考える。例えば、リースの中で権利金はリースと別の要素として捉えて、残価の程度によって、償却の要否を決めることも考えられる。
3. 借地権を使用権資産に含めるか、現行の実務慣行のとおり無形固定資産に含めるか慎重な検討が必要と考える。無形固定資産に含めた上で、別途償却するか否かを整理する方法も考えられる。
4. 我が国と欧州では、借地の捉え方に違いがあると考えられるため、欧州と同じような処理を採り入れるかを早急に決めるのではなく、実際の我が国の借地の取扱い、事例を踏まえて慎重に検討すべきと考える。

（経過措置）

5. 経過措置により改正リース会計基準等の適用前に計上された権利金を無形固定資産に計上する選択を認めると、同じ性質の権利金が異なる勘定科目で残り続けることになる点に違和感がある。
6. 改正リース会計基準等の公表から経過措置の適用時期までに期間があると、ストラクチャリングの機会を与えることにならないかが懸念される。

7. 旧借地権又は普通借地権の設定に係る権利金を償却しない場合で、その金額に重要性があるときに償却費相当額の定量開示を求めることは考えられないか。

表示及び注記（借手の注記事項の構成）

（会計方針の注記）

8. 会計処理を選択した旨のみではなく、どのような単位で選択したのかなどの内容の記載も求められていることが分かるように修文することが考えられる。
9. 契約全体についてリースを構成する部分として会計処理する場合の会計方針の注記に関して、定量的な情報が開示されないため財務諸表利用者側では特定の調整ができないことを踏まえると、科目別の使用権資産残高に関する分析を行うことも可能となるという事務局の分析について結論の背景に記載する場合には記載方法についてご留意いただきたい。

（損益計算書の区分表示又は注記を求める項目）

10. 「使用権資産に係る減価償却費」及び「リース負債に係る利息費用」について損益計算書における区分表示の定めとして設けることは理解できるが、短期リースなど残りの項目は、区分表示する項目としては細かすぎることや IFRS 第 16 号とも基準上の建付けが異なるため、注記事項として定めてはどうか。

（短期リース及び少額資産のリースに係る費用の開示の取扱い）

11. 短期リース及び少額資産のリースのリース料を合算した開示を認める理由としては、異なる注記事項が合算されている点で有用性の点では本来の開示よりも有用性が高まるわけではないので、開示しないよりは有用性を損なわないという趣旨で認めることを記載することが考えられる。

（追加開示の取扱い）

12. 開示目的を達成するために必要な追加の開示についても注記の 4 つの分類に整理する方が、財務諸表作成者の利便性が高まると考える。

(貸手の注記)

13. 今後、貸手の注記を検討する中で、貸手と借手で重要性の判断や追加開示の取扱いなどでベースになる考え方は異なるため、仮に借手と同様の分類で整理する場合には、貸手における注記事項に関する文案の表現は工夫いただきたい。

IFRS 第 16 号における設例の取扱い（リースの識別）

14. フローチャートの「特定された資産があるか」の考慮事項として、会計基準等の項番号に加えて表題を記載した方が、フローチャートの理解が容易になると考える。

その他の意見

15. 審議資料の冒頭にある事務局提案の要約は、読み進めるうえで非常に有用なので、今後も継続いただきたい。

以 上